

ケアハウス燦光 重要事項説明書

ケアハウス燦光は、皆さんが安心して健康で明るい充実した生活を送っていただける「住まい」でありたいと、職員一同真心こめてお手伝いをいたしております。

ここは皆さんの共同生活の場でありますので、お互いの人格を尊重し規律を守り、親睦と融和を深め、思いやりの心で助け合って仲良く楽しい日々を過ごしていただきたいと願って祈ります。

あなたに各種サービスを提供するに先立ち、以下のとおり重要事項を説明いたします。

1 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 新和会
主たる事務所の所在地	静岡県湖西市新居町新居1800番地の1
電話番号	053-594-5655
法人の種別及び名称	社会福祉法人 新和会
代表者職	理事長
代表者氏名	二橋 益良

2 事業の目的と運営方針

事業所目的	湖西市にケアハウスは未整備であり近隣7施設の待機者は約 160 名あります。又、既存の施設入所者で入所要件にあたらず退所しなければならない方々の受け皿としての必要性
運営方針	高齢化や同居率の低下により高齢者世帯、独居老人は急激に増加する傾向にあり、安心した暮らしを提供するためにケアハウスの整備をします。

3 事業所及びご利用居室

指定番号				
名 称	ケアハウス燦光			
所 在 地	静岡県湖西市新所838番地			
連 絡 先	電 話	053-573-2620	F A X	053-573-2621
敷 地	5035㎡			
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造り5階建		
	延床面積	2751.94㎡		
	居 室 数	50室		
	入居定員	50人		
居 室	23.44㎡（定員50名） トイレ付			
共用設備	食堂・喫茶コーナー・相談室・談話娯楽室・大浴場・リラックスルーム・ゲストルーム・洗濯室・物干場・ゲートボール場・家庭菜園場・駐車場			

4 職員体制

	常 勤		非 常 勤		勤 務 時 間	保有資格
	専従	兼務	専従	兼務		
施設長兼事務員	1				8:30 ~ 17:30	介護福祉士 ホームヘルパー 2 級
生活相談員	1				8:30 ~ 17:30	社会福祉士
介 護 職 員	2		1		8:30 ~ 17:30	介護福祉士
栄 養 士	1				8:30 ~ 17:30	管理栄養士
管理宿直			2		17:30 ~ 8:30	
清 掃 員			2		8:00 ~ 10:00	

5 非常災害時の対策

消防計画	消防署への届出: 令和 8 年 4 月 23 日 防火管理者 : 寺本 壘 内 容 : 防火管理機構 火災予防 災害防御 教育訓練 東海地震対策 防災自主点検 自衛消防隊の結成
避難訓練	年 12 回、火災、地震等を想定した訓練を行います。
防災設備	自動火災報知器 煙感知器 ガス漏れ遮断器 誘導灯 スプリンクラー設備

第 1 入居にあたって

1 居 室

- (1) 全室個室で簡易な調理設備、洗面所、水洗トイレ、押し入れ、緊急呼び出しシステム付きのプライベートルームです。
- (2) ご夫婦には、二室続きの部屋を利用していただけないこともあります。
- (3) 居室は洋室となっておりますので、原則としてベッドを使用していただきます。
(介護等が発生する場合は指定のベッドを使用していただく場合があります)

第 2 利用料、使用料（電気・電話・水道）、実費について

- 1 利用料は、生活費、事務費、管理費（家賃相当額）からなります。
利用料の額は、施設が定める額となります。（国が定める法令等の改正があったときには、改正いたします。）別紙「利用料月額表」によります。
- 2 生活費には、11月から翌年3月まで冬期加算として暖房費が加算されます。
- 3 事務費は、入居者ご本人の前年の収入額によって算出されます。
- 4 月の途中の入退居の場合の利用料の内、管理費・生活費は日割り計算、事務費については各月初日を基準とした月額計算となります。
- 5 利用料の他、居室における電気、水道、電話等の使用料は、使用した量等によってご自分で負担していただきます。

- 6 利用料・使用料は当月分を翌月 18 日（この日が休日のときはその休日の翌日）までにお支払い下さい。
- 7 利用料、使用料についてはあらかじめ請求書をお手元に差し上げます。
- 8 利用料、使用料は、申し出があったとき以外は原則銀行口座から引き落としとします。ただし、引き落とし手数料は入居者負担とします。
- 9 実費については、別紙「利用のしおり」に定めます。

第3 日常生活について

1 居 室

- (1) 居室内の掃除は、ご自分でしていただきます。
- (2) 居室の変更は原則として行いませんが必要によりやむを得ず変更をしていただくことがあります。この場合にはご協力下さい。
- (3) 居室内の設備、備品等が故障したときは速やかに届け出て下さい。

2 玄 関

- (1) 門限は原則として午後 9 時です。外出、外泊等でやむを得ず門限時間以外の帰所となるときは、宿直員に連絡して下さい。
- (2) 午後 9 時から翌朝の午前 6 時まで正面玄関を閉鎖いたします。緊急時のときは、事務所までご連絡下さい。

3 談話室・ゲストルーム

- (1) テレビ鑑賞、談話その他趣味、娯楽等に気軽にご利用下さい。
- (2) 午後 5 時以降知人、友人、親戚等と有料にて宿泊利用することができますので利用料を添えて事務室まで申し込むと同時に施設長の承認を得て下さい。

4 廊下、階段、ベランダ

廊下、階段、ベランダは皆さんの生活に大事な通路でもあり、また万一の非常時の避難路でもありますので荷物等の物品は絶対に置かないで下さい。

5 外出・外泊・面会等

- (1) 外出、外泊は自由ですが、その都度外出届、外泊届を提出していただきます。
(散策時のため近隣への短時間の外出の場合には必要ありません。) 健康状態あるいは天候が悪いときには、差し控えていただくときもあります。
- (2) 面会は勿論自由ですが、その面会者にご面会でも来訪者名簿への氏名の記入をお願いして下さい。尚、この面会者は施設長の承認がなければ宿泊できません。

6 食 事

- (1) 食事時間は概ね次のとおりです。

○ 朝 食	7時00分	～	8時30分
○ 昼 食	12時00分	～	13時30分
○ 夕 食	17時30分	～	19時00分

但し、季節によって時間を変更することがあります。
- (2) 食事はセルフサービスで、原則として食堂で行います。
- (3) 外出、外泊その他の理由により食事が不要になるときは、予め申し出て下さい。

(4) 欠食について、前日の15時までには所定の用紙にて申し出た場合、所定の料金を差し引きいたします。

(5) 都合により時間内の食事ができない場合、連絡があれば相談のうえ対処致します。

7 入 浴

(1) 入浴日時は次のとおりです。

入浴は毎日利用できますが、掃除等点検で休む場合にはあらかじめ連絡いたします。

入浴時間は「利用のしおり」のとおりと致します。

(2) 入浴は原則として介助はいたしません。

(3) 入浴のときには次のことをしないで下さい。

- 酒気を帯びて入浴すること
- 浴槽の中で身体を洗うこと
- 浴室で洗濯すること
- 浴室で汚物を流すこと

8 洗 濯

(1) 2階の有料洗濯室（洗濯機、乾燥機設置）もご利用いただけます。

(2) 洗濯物は、乾燥機を利用または各居室のベランダおよび2階の物干し場を利用して下さい。

(3) 転落防止のため布団・シーツ類は2階の物干し場を利用して下さい。

(4) 早朝、夜間等の洗濯はお互いの迷惑になるので、午後9時から翌朝の午前7時までの時間帯は避けて下さい。

9 掲 示 版

案内、連絡事項等は、館内放送のほか掲示版に掲示しますので常に掲示版にご注意下さい。

10 郵便・新聞等

(1) 郵便物は1階に設けてある郵便受けに配達されます。書類等の特殊郵便物、宅配等による小荷物は、その都度連絡いたしますので印鑑持参の上、事務所で受領していただきます。

(2) 各種新聞、月間雑誌等月極め購読手配を希望するときは、事務室に申し出て下さい。

11 次のような行為はしないで下さい。

(1) 喧嘩、暴行、賭博、口論、中傷、泥酔等他人に迷惑をかけること。

(2) 下着や寝巻きのまま廊下を歩いたり、食堂を利用すること。

(3) 建物、備品、樹木等を損傷すること。

(4) 犬、猫等のペットを飼育すること。

(5) 無断で外出、外泊すること。

(6) 施設内において特定の宗教活動、政治活動を行うこと。

(7) 危険物や可燃物を持ち込むこと。

(8) その他、施設の秩序や風紀を乱すなど共同生活に著しく支障をきたすこと。

第4 保健・衛生について

- 1 居室内の清掃はもちろんのこと、布団類の乾燥、身につける衣類等は常に清潔に心がけ、施設内の清掃、環境衛生にも留意して下さい。
- 2 平素からご自分の健康に充分留意し、異常があれば速やかに申し出るとともに医師の診察を受けるよう心がけて下さい。
- 3 施設が実施する「定期健康診断」は必ず受けて下さい。
- 4 入院加療を必要とするときは、療養に専念して下さい。
- 5 ゴミ、不用品は定められた日、及び場所以外に捨てないで下さい。

第5 防災・防犯について

- 1 居室において施設が設備した電気調理器以外に火気器具、仏壇のローソク、タバコ等の使用は禁止します。
- 2 電気調理器、テレビ等のスイッチの消し忘れをしないよう充分気を付けて下さい。施設内は、禁煙です。指定の場所での喫煙をお願いします。
- 3 施設が実施する「防犯訓練」「避難訓練」には積極的に参加して下さい。
- 4 火災等の非常事態、または急病人が発生した場合は、室内に設備してある非常コールブザーで職員に連絡して下さい。
- 5 災害発生の場合には、職員の指示に従いあらかじめ指定した経路により避難して下さい。この場合エレベーターは危険ですので使えません。
- 6 保険証、医療受給者証、老人手帳等病院に受信する際必要なものは一緒にわかりやすく目立つ場所に置いて下さい。
- 7 外出、外泊等で居室をあけるときは、必ず施錠して下さい。（鍵の保管に充分気を付けて下さい。）
- 8 貴重品や大事なものが紛失したり盗まれたりすることの無いように、その保管には充分注意して下さい。

第6 立入りについて

緊急やむを得ない場合に、職員が居室内に立ち入ることがありますのでご了承下さい。

第7 退居について

- 1 ご自分の都合で退居しようとするときは、1ヶ月前までに届け出て下さい。
- 2 次のような場合には、皆さんの意に反して退居していただくことがあります。
 - (1) 不正または偽りの届け出等により入居していたとき。
 - (2) 正当な理由無くして利用料等を滞納したとき。（3ヶ月）
 - (3) 病気その他のため、他の利用者に著しく迷惑が掛かる等、共同生活に不適當なとき。
 - (4) 日常生活が自力で出来ず介助が必要になったとき。
 - (5) 金銭管理その他施設の利用について自分の判断ができなくなったとき。
 - (6) その他利用契約に違反したとき。

第8 その他について

- 1 身元保証人の住所等、先に提出していた事項に変更があったとき、または身元保証人そのものに変更があったとき、そして入居者の身上に関して重要な事項に変更があったときには直ちにお届け下さい。
- 2 翌年度の利用料のうち事務所の負担額を算定する算定資料となる前年の収入申告書と収入から控除される必要経費の額を証明する書類を毎年3月10日までに提出していただきます。
- 3 居室内の工作又は造作等の模様替えは、原則として行うことはできません。
- 4 入居者は、故意又は重大な過失により施設の建物、これの付属施設、備品等に損害を与えたときは、その損害額を弁償し又は現状に回復する責を負っていただきます。
- 5 入居者が退居するときは、入居前の状態で居室を明け渡していただきますが、この場合修理を行う必要がある時、また居室のクリーニングが必要な場合その費用を負担していただきます。
- 6 天災地変その他不可抗力及び火災、盗難、暴動あるいは外出中の不慮の事故により受けた損害、災難については、施設ではその賠償責任を負いません。
(施設の重大な過失による場合は、この限りではありません。)
- 7 地域住民の人達、あるいは施設の人達と挨拶を交わすなど、親しい関係が保たれよう努めて下さい。又、地域の敬老会等には積極的に参加するよう努めて下さい。
- 8 このほか、不明なところがありましたら施設にお尋ね下さい。

第9 火災保険について

建物に対する火災保険には施設側にて加入しておりますが、入居者の方々が持ち込まれた家財道具につきましては、火災保険に加入されておられません。個々に加入をお願いします。

苦情相談窓口 ・ 担 当 生活相談員 寺本 壘
責任者 施 設 長 平野 亜紀
電話番号 053-573-2620

・ 静岡県福祉サービス適正化委員会
電話番号 054-653-0840

令和 年 月 日

(事業者)

ケアハウス燦光の入居に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県湖西市新所838番地

名 称 社会福祉法人新和会 ケアハウス燦 光

説明者 印

(入居者)

この説明書により、ケアハウス燦光に関する重要事項の説明を受けました。

住 所 _____

氏 名 印

(身元保証人又は代理人)

住 所 _____

氏 名 印

入居者との続柄()

ケアハウス燦光が保有する入居者の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。